

区 医 師 会 規 程  
広島市安佐北区医師会規則

広島市安佐北区医師会

## 区医師会規程

定款第5条第1項の規定に基づき、区医師会規程を次のように定める。

- 第1条 区医師会の名称は、広島市安佐北区医師会と称する。
- 第2条 区医師会は、安佐医師会の区域内における任務を分担し、安佐医師会の目的達成のため、区域内の事業を行う。
- 第3条 区医師会は、所属会員の中から次の役員を選出するものとする。  
会長、副会長、理事、監事。ただし、必要のあるときは、その他の役員をおくことができる。
- 2 役員任期は、安佐医師会の役員任期に準ずる。
  - 3 選出された役員は、安佐医師会に届け出るものとする。
- 第4条 区医師会長（以下「区会長」という）は、区医師会を代表する。
- 2 区医師会副会長は、区会長を補佐し、区会長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
  - 3 監事は、会計監査を行う。
- 第5条 区医師会は、総会を開き、会務の円滑な遂行をはかるものとする。
- 第6条 区医師会の運営は、本規程によるほか、区医師会毎に定める規則に従うものとする。ただし、区医師会規則の制定および変更に関しては、安佐医師会理事会の承認を得るものとする。
- 第7条 区医師会は、安佐医師会から交付金を受けることができる。
- 2 区医師会は、所属会員から区医師会会費等を徴収することができる。
- 第8条 区医師会は、安佐医師会に、事業報告、決算報告、事業計画並びに予算を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成11年6月17日から施行する。

# 広島市安佐北区医師会規則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、広島市安佐北区医師会と称する。

第2条 本会は、事務所を広島市安佐南区八木五丁目35番2号に置く。

第3条 本会は、安佐医師会定款及び諸規程に基づき安佐北区医師会の会務を分担する。

2 本会は、安佐医師会からの委託事業の他、本会独自の事業を行うことができる。ただし、事業計画、予算案を安佐医師会に提出して実施するものとする。

## 第2章 会 員

第4条 本会は、安佐北区をもって区域となし、その区域内に就業所（診療に従事しない者については、その住所）を有する安佐医師会員は会員にならなければならない。

第5条 安佐医師会及び本会の会員になろうとする者は、安佐医師会定款及び諸規程並びに本会規則を認め、所定の様式により、安佐医師会に入会申込書を提出しなければならない。

2 就業所、住所、その他入会時に届けた事項に変更を生じた者、又は退会しようとする者は、所定の様式により変更、又は退会の届出をしなければならない。

第6条 会員は、安佐医師会代議員会の提出議題等に質問又は意見を述べることができる。その場合、区医師会選出の代議員に付託しなければならない。

## 第3章 組 織

第7条 本会に次のブロックを設け、会務の円滑な運営をはかる。

- (1) 可部ブロック
- (2) 高陽・白木ブロック
- (3) 安佐ブロック

第8条 各ブロックに、世話人を置く。

- 2 世話人は、役員会に出席して意見を述べることができる。又、本会の会務運営、連絡に資するものとする。
- 3 各ブロックに、副世話人を置くことができる。
- 4 世話人に支障ある時は、副世話人がその職務を代行する。

#### 第4章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

第10条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、会務を分掌する。
- 4 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

第11条 会長、監事は総会で選出する。

- 2 副会長、理事は会長が指名し、総会で承認を得る。

第12条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 安佐北区の安佐医師会理事は、役員会に出席することができる。

第13条 会長は、専門の事項を調査、審議させるために、役員会の議を経て委員会等を置くことができる。

## 第5章 総 会

第14条 定例総会は、毎年1回開催しなければならない。

2 必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は、会長が招集し、議長となる。

第16条 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面を、少なくとも7日前に会員に通知しなければならない。

第17条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 区医師会長、副会長、理事、監事選出
- (4) 規則等の変更
- (5) その他重要な事項

第18条 総会は、会員3分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決するものとする。なお、可否同数の場合は議長が決するものとする。

第19条 本会の議決事項は、遅滞なく会員に通知しなければならない。

## 第6章 会 計

第20条 本会の経費は、次に掲げるものによってこれに充てる。

- (1) 安佐医師会からの交付金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第21条 毎会計年度における経費の支弁は、安佐医師会に準ずる。

第22条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の収支決算は会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得た後、その年度終了後、事業報告を添えて安佐医師会に報告しなければならない。

#### 第7章 安佐医師会各種委員会委員選出

第24条 安佐医師会から安佐医師会各種委員会委員の推薦依頼があった時は、会長は速やかに役員会を開催し、協議のうえ選出し、安佐医師会に報告しなければならない。

#### 第8章 規則の変更

第25条 この規則の変更は、総会の承認を経て、安佐医師会理事会の承認を得なければならない。

#### 第9章 細 則

第26条 会員の慶弔については別に定める。

第27条 安佐北区旅費規程及び費用弁償等は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成11年6月17日から施行する。
- 2 本会発足当時の役員の任期は、区医師会規程第3条第2項の規程にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 この規則の変更は、平成16年4月1日から施行する。  
第7条の(2)高陽ブロック(4)白木ブロックから(2)高陽・白木ブロックに変更する。